

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第1章～第13章（略）
別記（略）
料金表（略）

附 則（令和2年3月9日 N Sク第00615132号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年3月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 [この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているワイヤレスアクセスの3Gタイプに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。](#)
- 3 [前項の場合において、回線契約者は、LTEタイプから3Gタイプへの変更となる場合を除き、契約内容の変更の請求等を行うことができます。](#)
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第1章～第13章（略）
別記（略）
料金表（略）

附 則（令和2年3月9日 N Sク第00615132号）
（実施期日）

- 1（略）
（経過措置）
- 2 [削除](#)
- 3 [削除](#)
- 4～5（略）

[附 則（令和8年2月16日 C N S 1サ第000400015227-01号）](#)
（実施期日）

- 1 [この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。](#)
（経過措置）
- 2 [当社は、令和8年4月1日付で、N Sク第00615132号（令和2年3月9日）の附則2及び附則3を削除します。](#)
- 3 [この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)
- 4 [この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)